

令和6年12月5日

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課水道計画指導室 専門官

給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

今般、別紙のとおり中央防災会議会長から「降積雪期における防災態勢の強化等について」（別紙①：令和6年11月29日付け中防消第32号）が発出され、それを受けて、国土交通事務次官から都道府県知事あて「降積雪期における防災態勢の強化等について」（別紙②：令和6年12月5日付け国官運安第111号、国水防第571号）が発出され、指定都市の長あて（別紙③：令和6年12月5日付け国官運安第112号、国水防第572号）が発出されたところであり、災害初動体制の確立や住民等に対する普及啓発・注意喚起等が要請されているところです。

また、近年では、令和5年1月や令和3年1月に、非常に強い寒波により屋外の給水管等が凍結し破裂すること等による漏水が相次ぎ、断水に至った事例も発生しました。このほか過去には、降積雪により電線が破断することによって発生した停電による断水事例も報告されています。

特に温暖な地域では、寒冷地と異なり、給水管の凍結への対応が一般的ではないため、気象状況に注意し、寒波が予想される時は、需要者に対する水道凍結への注意喚起や凍結防止対策に関する、きめ細やかな広報活動や情報提供のほか、管路、配水池の監視等による被害状況の早期把握が重要です。また、多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、自家発電設備及び燃料の確保状況の確認も重要です。

ついては、これらを踏まえ、これから厳冬期を迎えるにあたり、各水道事業者におかれては、下記の点に留意した取り組みに努めるよう、お願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

- ① 需要者に対する広報活動や情報提供は、需要者に情報が確実に行き渡ることが重要であり、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、さらには防災行政無線、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を気象状況及び地域の実情に応じ、活用することが望ましい。
- ② 需要者に対し、給水管の凍結防止対策（水抜き等）や凍結した場合の具体的な対処方法（解冻方法や注意事項等）、漏水した場合の対応（指定給水装置工事事業者への修繕依頼など）についての情報提供に努められたい。
なお、凍結防止対策としては、保温材による露出給水管の防護や給水管内の水抜きが有効であるが、このような対策を講じることが出来ない場合は、蛇口から少量の水を流しておく方法も考えられる。
- ③ 近年の寒波による断水被害では、空き家での給水管等の凍結防止が十分でなかったり、破裂後の漏水対応に遅れが生じた事例が多く報告されたことから、空き家を想定した対応についても十分留意されたい（例えば、空き家など水道の使用を中止している家屋の止水栓の閉栓、凍結被害が発生した時の現地確認等）。また、空き家情報を有している各市町村の空き家担当部局等との連携を強化し、空き家に関する情報を日頃から把握するよう努められたい（参考―別紙④：「空き家に関する情報共有について」平成30年3月30日付け事務連絡）。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

杉本 信雄 sugimoto-n25c@mlit.go.jp

小家石 龍祐 koyaishi-r2sn@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-433、34-439）

直通 03-5253-8819